

川之江地区まちづくり会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、川之江地区まちづくり会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 傍聴席の定員は、委員長が、その都度定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了するものとする。

2 前号の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴席以外の立入禁止)

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席以外に立ち入ることができない。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、掲示板、旗の類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静肅にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長又は委員長の指名する者の指示に従うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(禁止事項)

第8条 傍聴人は、写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、委員長が特に許可したときは、この限りでない。

(係員の指示等)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 委員長は、傍聴人がこの要領に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、第1回会議から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年　　月　　日

午前・午後　　時　　分開会

1. 一般席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			

2. 報道関係者席

番号	住所	氏名	社名
1			
2			